

○定例会・臨時会

平成26年第1回大多喜町議会定例会3月会議が開かれました。

◎提出された議案の会議結果は次のとおりです。

議案番号	件名及び内容	議決月日	審議結果
同意 第 1 号	<b>大多喜町教育委員会委員の任命について</b> 教育委員会委員4名のうち、山口清委員（平沢）が任期満了となるため、加曾利幸雄氏（庄司）を選任することについて同意しました。	3月6日	原案同意
諮問 第 1 号	<b>人権擁護委員候補者の推薦について</b> 人権擁護委員5名のうち、吉野輝代治委員（下大多喜）任期満了となるため、宮本清氏（小土呂）を推薦することについて承認しました。	3月6日	適任者と認める
議案 第 1 号	<b>特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</b> 各種審議会等の委員など町の非常勤特別職の報酬及び費用弁償の額、並びに支払方法を定めた本条例の別表中に「名誉町民審議会委員」に対する報酬額について、半日額3,500円と定めるものです。 その他、字句の整理を行いました。	3月6日	原案可決
議案 第 2 号	<b>大多喜町環境基金設置条例の制定について</b> 今後見込まれる面白峡小水力発電所の売電収入を「良好な環境の保全に関する施策を推進する財源」として積み立てるため、環境基金の設置条例を定めるものです。 平成26年度当初予算計上額 2,362千円	3月6日	原案可決
議案 第 3 号	<b>大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について</b> 地方自治法の一部改正に伴い、個人住民税について寄附金の税額控除の改正及び公的年金特別徴収制度の見直し、並びに金融所得課税の一本化に係る改正など、所要の規定の整備を行うため、町税条例の一部を改正するものです。 主なものは、次のとおり。 ① NPO法人を支援するため、仮認定NPO法人に対する寄附金についても、住民税の寄附金税額控除の対象とするなど、寄附金控除を拡充する。 ② 公的年金からの特別徴収制度の見直し。 ③ 上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得に対する変更等。	3月6日	原案可決
議案 第 4 号	<b>大多喜町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について</b> 総元、大多喜、上瀑小学校の統合にむけて、平成26年度中に、大多喜小学校の校舎増築に係る国庫負担金申請のほか、統合準備作業を行うため必要となる条例改正として、総元小学校及び上瀑小学校を削る改正を行うものです。	3月6日	原案可決

議案 第5号	<p><b><u>大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u></b></p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正により、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、これに伴い千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領が改正された。</p> <p>これを受けて、大多喜町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例中の同法律を引用した部分の改正をします。</p>	3月6日	原案可決
議案 第6号	<p><b><u>大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について</u></b></p> <p>一人暮らしの高齢者の生活を支援及び援助するため、町社会福祉協議会に委託する形で介護予防・生活支援事業を行っていますが、現行の介護報酬をもとに、この委託単価及び時間区分について改正するものです。</p>	3月6日	原案可決
議案 第7号	<p><b><u>大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について</u></b></p> <p>株式等の金融所得課税の一本化にかかる地方税の一部改正並びに大多喜町税条例の一部改正に伴い、国民健康保険税算定の際に影響する事項について、所要の規定の整備をするため、改正をします。</p>	3月6日	原案可決
議案 第8号	<p><b><u>大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u></b></p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正が行われたほか、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められたため、一般町営住宅に入居することができる者を定めた、いわゆる「入居資格要件」の規定中、同法律を引用した個所について所要の改正をします。</p>	3月6日	原案可決
議案 第9号	<p><b><u>大多喜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u></b></p> <p>消防団員の処遇改善のひとつとして、次のとおり一般団員及び班長の年額報酬を増額するため、条例の一部改正をします。</p> <p>一般団員（現行）年額 30,000 円⇒（改正後）年額 32,000 円  班長（現行）年額 31,200 円⇒（改正後）年額 33,000 円</p>	3月6日	原案可決
議案 第10号	<p><b><u>大多喜町社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u></b></p> <p>社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱基準が自治体の条例に委任されるため、所要の改正を行いました。</p> <p>また、社会教育委員の定数を現状に合わせ8人以内に改めるものです。</p>	3月7日	原案可決

議 案 第 1 1 号	<p><b><u>大多喜町辺地集会所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について</u></b></p> <p>町の管理となっていた小倉野集会所の、起債の償還が平成25年度をもって終了します。</p> <p>そこで、集会所建設時の計画どおり、起債の償還が済んだ時点で地元筒森区に無償譲渡するため、本条例を廃止するものです。</p>	3月7日	原案可決																																						
議 案 第 1 2 号	<p><b><u>指定管理者の指定について</u></b></p> <p>大多喜町都市交流センターの指定管理期限が平成26年3月31日をもって満了することから、農林業振興協議会への諮問、答申を経て、この施設を引き続き「有限会社 たけゆらの里大多喜 代表取締役 飯島勝美」を指定管理者として指定しました。</p> <p>指定期間 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで</p>	3月7日	原案可決																																						
選 挙 第 1 号	<p><b><u>夷隅環境衛生組合議会議員の選挙</u></b></p> <p>2月24日に開催された夷隅環境衛生組合議会において、大多喜町長が副管理者に選任されたことから、本町議会から組合議員1名を選出することになり、指名推選により渡辺泰宣議員を選出しました。</p>	3月7日	原案可決																																						
議 案 第 1 3 号	<p><b><u>平成25年度大多喜町一般会計補正予算(第7号)</u></b></p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ122,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,668,947千円とするもの。</p> <p><b>【補正予算の主な内容】</b></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">(歳入)</th> <th style="text-align: right;">補 正 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町税 =</td> <td style="text-align: right;">18,400千円</td> </tr> <tr> <td>地方揮発油譲与税 =</td> <td style="text-align: right;">△3,600千円</td> </tr> <tr> <td>自動車重量譲与税 =</td> <td style="text-align: right;">△4,200千円</td> </tr> <tr> <td>利子割交付金 =</td> <td style="text-align: right;">△200千円</td> </tr> <tr> <td>配当割交付金 =</td> <td style="text-align: right;">1,100千円</td> </tr> <tr> <td>株式等譲渡所得割交付金 =</td> <td style="text-align: right;">4,500千円</td> </tr> <tr> <td>地方消費税交付金 =</td> <td style="text-align: right;">500千円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場利用税交付金 =</td> <td style="text-align: right;">△3,200千円</td> </tr> <tr> <td>自動車取得税交付金 =</td> <td style="text-align: right;">2,900千円</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付金 =</td> <td style="text-align: right;">51千円</td> </tr> <tr> <td>地方交付税 =</td> <td style="text-align: right;">171,258千円</td> </tr> <tr> <td>交通安全対策特別交付金 =</td> <td style="text-align: right;">△200千円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金 =</td> <td style="text-align: right;">△3,119千円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び手数料 =</td> <td style="text-align: right;">△1,251千円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金 =</td> <td style="text-align: right;">53,838千円</td> </tr> <tr> <td>県支出金 =</td> <td style="text-align: right;">△49,680千円</td> </tr> <tr> <td>財産収入 =</td> <td style="text-align: right;">△8,651千円</td> </tr> <tr> <td>寄附金 =</td> <td style="text-align: right;">811千円</td> </tr> </tbody> </table>	(歳入)	補 正 額	町税 =	18,400千円	地方揮発油譲与税 =	△3,600千円	自動車重量譲与税 =	△4,200千円	利子割交付金 =	△200千円	配当割交付金 =	1,100千円	株式等譲渡所得割交付金 =	4,500千円	地方消費税交付金 =	500千円	ゴルフ場利用税交付金 =	△3,200千円	自動車取得税交付金 =	2,900千円	地方特例交付金 =	51千円	地方交付税 =	171,258千円	交通安全対策特別交付金 =	△200千円	分担金及び負担金 =	△3,119千円	使用料及び手数料 =	△1,251千円	国庫支出金 =	53,838千円	県支出金 =	△49,680千円	財産収入 =	△8,651千円	寄附金 =	811千円	3月7日	原案可決
(歳入)	補 正 額																																								
町税 =	18,400千円																																								
地方揮発油譲与税 =	△3,600千円																																								
自動車重量譲与税 =	△4,200千円																																								
利子割交付金 =	△200千円																																								
配当割交付金 =	1,100千円																																								
株式等譲渡所得割交付金 =	4,500千円																																								
地方消費税交付金 =	500千円																																								
ゴルフ場利用税交付金 =	△3,200千円																																								
自動車取得税交付金 =	2,900千円																																								
地方特例交付金 =	51千円																																								
地方交付税 =	171,258千円																																								
交通安全対策特別交付金 =	△200千円																																								
分担金及び負担金 =	△3,119千円																																								
使用料及び手数料 =	△1,251千円																																								
国庫支出金 =	53,838千円																																								
県支出金 =	△49,680千円																																								
財産収入 =	△8,651千円																																								
寄附金 =	811千円																																								

	<p>繰入金 = <math>\Delta 82,787</math> 千円</p> <p>繰越金 = <math>87,940</math> 千円</p> <p>諸収入 = <math>3,253</math> 千円</p> <p>町債 = <math>\Delta 65,400</math> 千円</p> <p><b>(歳出) 補正額</b></p> <p>議会費 = <math>\Delta 2,309</math> 千円 (議員期末手当、共済費の減額ほか)</p> <p>総務費 = <math>103,673</math> 千円 (財政調整基金積立金ほか)</p> <p>民生費 = <math>86</math> 千円 (障害者介護給付費の減、国保特別会計への繰出金の増、福祉基金積立金の増額、後期高齢者医療費負担金等の減、児童手当の減額ほか)</p> <p>衛生費 = <math>\Delta 15,971</math> 千円 (予防接種事業費の減、小水力発電所管理事業費の減、粗大ごみ処理委託料の減、合併浄化槽設置補助金の減額ほか)</p> <p>農林水産業費 = <math>15,810</math> 千円 (農業基盤整備促進事業の増、農業振興事業の減、震災対策農業水利施設整備事業費の減、有害鳥獣駆除対策事業費の減額ほか)</p> <p>商工費 = <math>\Delta 372</math> 千円 (遊歩道整備事業費の減、観光施設トイレ改修工事の増額ほか)</p> <p>土木費 = <math>\Delta 16,291</math> 千円 (地籍調査事業の減、町営住宅修繕工事の減、城見ヶ丘団地定住化補助金の減、道路台帳電子化業務委託料の減額ほか)</p> <p>消防費 = <math>\Delta 2,155</math> 千円 (広域常備消防負担金の減、団員数の減少による報酬額の減、消火栓改修工事負担金の増額ほか)</p> <p>教育費 = <math>39,792</math> 千円 (小中学校施設整備基金積立金の増、各種事業執行による増減ほか)</p>		
議案 第14号	<p><b>平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算(第1号)</b></p> <p>既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ<math>\Delta 2,037</math>千円を減額し、歳入歳出予算の総額を <math>43,170</math> 千円とするもの。</p> <p><b>【補正予算の主な内容】</b></p> <p>(歳入) <b>補正額</b></p>	3月7日	原案可決

	<p>繰入金 = <math>\Delta 2,037</math>千円 (基金繰入金)</p> <p>(歳出) 補正額</p> <p>鉄道経営対策事業費 = <math>\Delta 2,037</math>千円 (車両導入費用の減による助成金の減額)</p> <p>※いすみ鉄道車両更新事業費減に伴う、基金会計からの交付金の減額。</p>		
議案 第15号	<p><u>平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)</u></p> <p>既定の歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ53,235千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,429,968千円とするもの。</p> <p><b>【補正予算の主な内容】</b></p> <p>(歳入) 補正額</p> <p>国民健康保険税 = <math>\Delta 39,203</math>千円</p> <p>国庫支出金 = <math>19,564</math>千円</p> <p>県支出金 = <math>\Delta 599</math>千円</p> <p>共同事業交付金 = <math>1,198</math>千円</p> <p>繰入金 = <math>5,105</math>千円</p> <p>繰越金 = <math>66,992</math>千円</p> <p>諸収入 = <math>178</math>千円</p> <p>(歳出) 補正額</p> <p>総務費 = <math>\Delta 233</math>千円</p> <p>保険給付費 = <math>53,092</math>千円</p> <p>諸支出金 = <math>376</math>千円</p> <p>※一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の増額及び退職被保険者高額療養費の減額、国庫支出金返還金の増額。</p>	3月7日	原案可決
議案 第16号	<p><u>平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)</u></p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,323千円を追加し、歳入歳出予算の総額を108,394千円とするもの。</p> <p><b>【補正予算の主な内容】</b></p> <p>(歳入) 補正額</p> <p>後期高齢者医療保険料 = <math>3,362</math>千円</p> <p>繰入金 = <math>\Delta 1,227</math>千円</p> <p>諸収入 = <math>188</math>千円</p> <p>(歳出) 補正額</p> <p>後期高齢者医療広域連合納付金 = <math>2,135</math>千円</p> <p>諸支出金 = <math>188</math>千円 (保険料還付金)</p>	3月7日	原案可決
議案 第17号	<p><u>平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第3号)</u></p> <p>既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,398</p>	3月7日	原案可決

千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,085,544 千円とするもの。

**【補正予算の主な内容】**

(歳入)	補正額
保険料 =	2, 2 1 5 千円
使用料及び手数料 =	1 0 千円
国庫支出金 =	△ 1 0, 3 5 8 千円
県支出金 =	△ 1 1, 7 3 6 千円
支払基金交付金 =	△ 1 3, 8 9 9 千円
繰入金 =	△ 9, 8 7 5 千円
繰越金 =	3 7, 3 4 0 千円
諸収入 =	△ 9 5 千円
(歳出)	補正額
総務費 =	△ 2 7 千円
保険給付費 =	△ 6, 3 7 1 千円

※ 居宅介護給付サービス費及び居宅介護サービス計画作成費の増額、施設介護サービス費の減額、並びに地域密着型介護サービス給付費の減額ほか。

議 案  
第 1 8 号

**平成 2 5 年度 大多喜町 水道事業会計補正予算 (第 3 号)**

**【収益的収入及び支出】 (単位：千円)**

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
<b>収 入</b>			
第 1 款 水道事業収益	451,509	3,848	455,357
第 2 項 営業外収益	147,433	3,848	151,281
<b>支 出</b>			
第 1 款 水道事業費用	453,738	28,369	482,107
第 1 項 営業費用	411,899	23,240	435,139
第 2 項 営業外費用	39,939	5,129	45,068

※ 固定資産除却費 (固定資産台帳上の旧二の丸浄水場分未償却残高の除却) の増、消費税不足見込み額の増額、電気料金値上げによる不足見込み額の増額等。

**【資本的収入及び支出】 (単位：千円)**

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
<b>収 入</b>			
第 1 款 資本的収入	73,110	△ 60,412	12,698
第 1 項 負担金	2,100	588	2,688
第 2 項 企業債	71,000	△ 61,000	10,000
<b>支 出</b>			
第 1 款 資本的支出	215,612	△ 61,040	154,572
1 項 建設改良費	111,766	△ 61,045	50,721
2 項 企業債償還金	103,846	5	103,851

※ 面白浄水場汚泥乾燥床の建設工事が本年度実施できる見込

3 月 7 日

原案可決

	みがないことによる工事請負費の減額ほか。																														
議案 第19号	<p><b>平成25年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第4号)</b></p> <p><b>【収益的収入及び支出】 (単位:千円)</b></p> <p>(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)</p> <p><b>収入</b></p> <p>第1款 特別養護老人ホーム事業収益</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: right;">305,671</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">△12,840</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">292,831</td> </tr> <tr> <td>  第1項 営業収益</td> <td style="text-align: right;">303,170</td> <td style="text-align: right;">△11,720</td> <td style="text-align: right;">291,450</td> </tr> <tr> <td>  第2項 営業外収益</td> <td style="text-align: right;">2,501</td> <td style="text-align: right;">△1,120</td> <td style="text-align: right;">1,381</td> </tr> </table> <p><b>支出</b></p> <p>第1款 特別養護老人ホーム事業費用</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: right;">298,386</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">△5,628</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">292,758</td> </tr> <tr> <td>  第1項 営業費用</td> <td style="text-align: right;">296,885</td> <td style="text-align: right;">△5,628</td> <td style="text-align: right;">291,257</td> </tr> </table> <p>※職員退職に伴う職員人件費及び臨時職員賃金の減額、実績による修繕費等の減額。</p> <p>※東日本大震災復興基金町補助金の受入れ科目の変更。</p> <p><b>【資本的収入及び支出】 (単位:千円)</b></p> <p><b>収入</b></p> <p>(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">第1款 資本的収入</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">0</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">1,010</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">1,010</td> </tr> <tr> <td>  第3項 補助金</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">1,010</td> <td style="text-align: right;">1,010</td> </tr> </table> <p>※東日本大震災復興基金町補助金の受入れ科目の変更。</p>		305,671	△12,840	292,831	第1項 営業収益	303,170	△11,720	291,450	第2項 営業外収益	2,501	△1,120	1,381		298,386	△5,628	292,758	第1項 営業費用	296,885	△5,628	291,257	第1款 資本的収入	0	1,010	1,010	第3項 補助金	0	1,010	1,010	3月7日	原案可決
	305,671	△12,840	292,831																												
第1項 営業収益	303,170	△11,720	291,450																												
第2項 営業外収益	2,501	△1,120	1,381																												
	298,386	△5,628	292,758																												
第1項 営業費用	296,885	△5,628	291,257																												
第1款 資本的収入	0	1,010	1,010																												
第3項 補助金	0	1,010	1,010																												
(追加日程) 議案 第27号	<p><b>暗渠排水工事請負契約の変更について</b></p> <p>暗渠排水工事の精算に伴い、契約金額の変更を行いました。</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">変更前の契約金額</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">80,850,000円</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>変更後の契約金額</td> <td style="text-align: right;">80,356,500円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	変更前の契約金額	80,850,000円			変更後の契約金額	80,356,500円			3月7日	原案可決																				
変更前の契約金額	80,850,000円																														
変更後の契約金額	80,356,500円																														
議案 第20号	<p><b>平成26年度大多喜町一般会計予算</b></p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">歳入歳出予算の総額</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">4,439,000千円</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>平成25年度当初予算額</td> <td style="text-align: right;">4,242,000千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td style="text-align: right;">197,000千円(4.6%)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳入歳出予算の総額	4,439,000千円			平成25年度当初予算額	4,242,000千円			比較	197,000千円(4.6%)			3月18日	原案可決																
歳入歳出予算の総額	4,439,000千円																														
平成25年度当初予算額	4,242,000千円																														
比較	197,000千円(4.6%)																														
議案 第21号	<p><b>平成26年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算</b></p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">歳入歳出予算の総額</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">45,198千円</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>平成25年度当初予算額</td> <td style="text-align: right;">45,207千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td style="text-align: right;">△9千円(△0.02%)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳入歳出予算の総額	45,198千円			平成25年度当初予算額	45,207千円			比較	△9千円(△0.02%)			3月18日	原案可決																
歳入歳出予算の総額	45,198千円																														
平成25年度当初予算額	45,207千円																														
比較	△9千円(△0.02%)																														
議案 第22号	<p><b>平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計予算</b></p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">歳入歳出予算の総額</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">1,370,322千円</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>平成25年度当初予算額</td> <td style="text-align: right;">1,343,991千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td style="text-align: right;">26,331千円(2.0%)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳入歳出予算の総額	1,370,322千円			平成25年度当初予算額	1,343,991千円			比較	26,331千円(2.0%)			3月18日	原案可決																
歳入歳出予算の総額	1,370,322千円																														
平成25年度当初予算額	1,343,991千円																														
比較	26,331千円(2.0%)																														
議案 第23号	<p><b>平成26年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算</b></p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">歳入歳出予算の総額</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">112,085千円</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>平成25年度当初予算額</td> <td style="text-align: right;">106,071千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	歳入歳出予算の総額	112,085千円			平成25年度当初予算額	106,071千円			3月18日	原案可決																				
歳入歳出予算の総額	112,085千円																														
平成25年度当初予算額	106,071千円																														

	比較	6, 014千円 (5.7%)		
議 案 第24号	<b>平成26年度大多喜町介護保険特別会計予算</b> 歳入歳出予算の総額 1, 065, 214千円 平成25年度当初予算額 1, 064, 624千円 比較 590千円(0.06%)		3月18日	原案可決
議 案 第25号	<b>平成26年度大多喜町水道事業会計予算</b> 給水戸数 3, 769戸 年間総給水量 1, 047, 776m <sup>3</sup> 1日平均給水量 2, 871m <sup>3</sup> 【収益的収入及び支出】 (単位：千円) 収入 第1款 水道事業収益 497, 091 第1項 営業収益 311, 498 第2項 営業外収益 185, 593 支出 第1款 水道事業費用 489, 098 第1項 営業費用 446, 537 第2項 営業外費用 37, 519 第3項 特別損失 4, 642 第4項 予備費 400 【資本的収入及び支出】 (単位：千円) 収入 第1款 資本的収入 73, 170 第1項 負担金 2, 160 第2項 企業債 71, 000 第3項 固定資産売却代金 10 支出 第1款 資本的支出 211, 896 第1項 建設改良費 119, 758 第2項 企業債償還金 92, 138		3月18日	原案可決
議 案 第26号	<b>平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算</b> (業務予定量) (1) 利用定員 介護サービス 80人 居宅介護サービス 4人 (2) 年間利用予定者数 施設介護サービス 28, 000人 居宅介護サービス 1, 150人 【収益的収入及び支出】 (単位：千円) 収入 第1款 特別養護老人ホーム事業収益 315, 615 第1項 営業収益 305, 394 第2項 営業外収益 10, 221 支出 第1款 特別養護老人ホーム事業費用 311, 799		3月18日	原案可決



	第1項 営業費用 298,882 第2項 営業外費用 1 第3項 特別損失 11,416 第4項 予備費 1,500 <b>【資本的支出】</b> (単位：千円) 支出 第1款 資本的支出 2,000 第1項 建設改良費 2,000		
(追加日程) 議案 第28号	<b>平成25年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)</b> 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ225千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,085,769千円とするもの。 <b>【補正予算の主な内容】</b> (歳入) 保険料 = 225千円 (歳出) 諸支出金 = 225千円 ※過年度分(平成21、22、23年度分)について、社会保険診療報酬支払基金へ交付金の年度内返還義務が生じたことによるものです。	3月18日	原案可決

